

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会イメージキャラクター取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会イメージキャラクター（以下「キャラクター」という）の取扱に関する必要事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会（以下「本会」という）に属するものとする。

(定義)

第3条 キャラクターは、次のとおりとする。

- (1) 愛称は、「いずりん」という。
- (2) デザインは、本会の定めた基本デザイン及びその展開デザイン（別図）のことをいう。

(キャラクターの使用)

第4条 何人も、営利を目的としないで、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてキャラクターを使用することができる。

2 前項に定めるもののほか、キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ本会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。

(使用の承認申請)

第5条 申請者は社会福祉法人出雲市社会福祉協議会イメージキャラクターデザイン使用申請書（様式1号）に必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第6条 会長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し次の各号のいずれかに該当するときは除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、またはその恐れがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想もしくは宗教の活動に利用し、またはその恐れがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、またはその恐れがあると認められるとき。
- (5) 本会の品位を傷つけ、またはその恐れがあると認められるとき。
- (6) キャラクターを第8条に規定する項目に基づき使用せず、または使用しない恐れがあると認められるとき。
- (7) その他会長が使用について不適當であると認めたとき。

2 会長は、前項の規定による申請を承認するときは、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会イメージキャラクター使用承認（変更）通知書（様式2号）により通知するものとする。

3 会長は、使用承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第8条 使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までと限度とする。ただし、更新は妨げない。

(使用上の遵守事項)

第9条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、本会が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者はこれを譲渡または転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 制作物等は、完成後速やかに会長に提出すること。ただし、制作物等の提出が困難である場合については、その写真の提出をもって提出に代えることができる。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ社会福祉法人出雲市社会福祉協議会イメージキャラクター使用承認変更申請書（様式3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会イメージキャラクター使用承認（変更）通知書（様式2号）により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、第9条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消)

第11条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認と取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、または違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不適當と認めたとき。

2 会長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対しその理由を明らかにした書面をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により承認が取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 会長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第12条 使用者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、本会は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

(別図)

基本デザイン



■	C43	M70	Y100	K50
■	C0	M86	Y0	K0
■	C3	M30	Y0	K0
■	C46	M0	Y0	K0
■	C0	M16	Y17	K0

展開デザイン (随時追加)



おじぎ



はてな



プラカード



赤い羽根

様式1号

年 月 日

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会会長様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会イメージキャラクター使用申請書

下記のとおり、イメージキャラクターのデザインを使用したいので申請します。

なお、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会イメージキャラクター取扱要項第6条1項1号から同項7号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

使用用途	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用数（制作数）	
担当者氏名	
連絡先	

- ※添付書類 ①制作物の見本、使用目的の分かるもの（レイアウト、スケッチ、原稿等）
②申請者の概要書（略歴、現況等が分かるもの）
③その他参考となるもの

様式2号

年 月 日

●●● 御中

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会
会 長 渡 部 英 二

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会イメージキャラクター使用承認（変更）通知書

●年●月●日に使用申請のあった社会福祉法人出雲市社会福祉協議会イメージキャラクターについて、下記のとおり承認いたします。

記

使用用途	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用数（制作数）	
使用の条件	

様式3号

年 月 日

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会会長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会イメージキャラクター使用承認変更申請書

●年●月●日付 第●号で承認を受けたイメージキャラクターのデザイン使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

なお、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会イメージキャラクター取扱要項第6条1項1号から同項7号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

変更内容	〈変更前〉
	〈変更後〉
変更理由	
担当者氏名	
連絡先	

- ※添付書類 ①制作物の見本、使用目的の分かるもの（レイアウト、スケッチ、原稿等）
②申請者の概要書（略歴、現況等が分かるもの）
③その他参考となるもの